
ハーグ国際私法会議の役割と日本の対応

道垣内 正人

Dogauchi Masato

はじめに

オランダのハーグは、パリ、ロンドン、ジュネーブ、ウィーンには及ばないものの、国際会議の開催都市として選ばれることが多く、したがって、「ハーグ」を名称の一部に含む条約は相当数になる。そのうち、日本が近く批准しようとしているハーグ条約は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（以下、「子の奪取条約」と略す）である。現在、法制審議会での審議が進められており、この条約の国内実施のための法整備に関する「中間とりまとめ」に対するパブリック・コメントの募集（2011年9月30日—10月31日）が行なわれたところである。

本稿は、このような動きがあるなかで、少し遠回りではあるが、この条約を理解するためのバックグラウンドとして、国際私法統一の意義を明らかにしたうえで、この条約を採択したハーグ国際私法会議について、その歴史・組織・成果を紹介する。そして、同会議と日本との関係について振り返り、歴史的パースペクティヴのなかで、ハーグ条約批准の意味を考えることとする。日本が国際社会の「正会員」となるべく多方面で努力をしていた19世紀末から20世紀初頭、先人らは国際私法の分野にも目配りをし、ハーグ国際私法会議のメンバー国となることをひとつの目標として設定し、外交努力を重ねた。そして、1904年、非欧州国としてはじめて日本はメンバー国となることに成功したのである。今あらためて外交文書に残る先人らの労苦を偲ぶことも何らかの意味があるのではないかと考える次第である。

1 国際私法統一の意義

ハーグ国際私法会議（HCCH: Hague Conference on Private International Law）が扱う「国際私法」には大きく分けて3つの分野がある。準拠法決定ルール、国際民事手続ルール、国際行政協力ルールである。同会議は、これら3つの分野のルールを国際的に統一することを任務としている。以下、各分野のルール統一の意義と同会議の成果についてみていこう。

(1) 準拠法決定ルールの統一

国際社会には国単位で、あるいは、国によっては州などの地域単位で、異なる法制度が存在している。たとえば婚姻を取り上げると、婚姻可能な年齢には国により差があり、また、婚姻と認められるために宗教上の儀式を執り行なうことなどを要求する法や、異教徒

との婚姻を禁止する法などがあり、離婚についても、離婚を禁止する法、裁判所での離婚だけを認める法、離婚するには裁判所での別居判決を得てから5年を経過することを要求する法などがある。日本の婚姻・離婚に関する法も、比較法的にみれば、特異な点がある。それは、婚姻をするにも離婚をするにも、届出だけで可能だという点である。特に、協議離婚という制度が認められている国は世界に数えるほどしかない。

このような状態を抜本的に改めるには世界統一法を作ればよいのであるが、歴史・文化・宗教などを異にする国々の法を統一するのは不可能であり、その試みは平和を破壊することになりかねない。取引法分野、たとえば契約法であれば、技術的な内容であるので戦争には発展しないであろうが、やはり国ごとに取引慣行が確立していることも少なくないため、簡単ではない。さらに、仮に法の統一ができて、裁判制度の統一はずっとハードルが高いため（日本でも憲法改正を要する）、時間の経過とともに解釈・適用が分かれ、統一は崩れていくことになる。

そこで、セカンドベストの方法として、準拠法を決定するという方法が採用されている^①。たとえば、A国とB国の男女がC国に住んでいるとして、彼らの婚姻・離婚に、どの国の法が適用されるのかを決めるという方法である。その決め方は、さまざまありうる。日本でも、かつては、夫の本国法によるとされていたが、現在では、第1段階として夫婦の本国法が同一の場合にはその法により、それが異なる場合には、第2段階として夫婦の常居所地法が同一であればそれによる、そして、それも異なる場合には、第3段階としてその夫婦の具体的状況を考慮して最も密接に関係する地の法による、とされている^②。上記の例では、第2段階が成立するので、準拠法はC国法となるということである。

しかし、このような準拠法決定ルールは各国で同じであってこそ意味がある。国により準拠法決定ルールが異なっていたのでは、どこの国の準拠法決定ルールを適用するかによって、異なる準拠法が適用されてしまうことになるからである。そのようなことにならないように、準拠法決定ルールを国際的に統一するというのがハーグ国際私法会議の第1分野での仕事である。

これまでに、この分野では、婚姻の成立、交通事故による損害賠償請求、契約、信託、相続などの分野で準拠法決定ルールの統一条約が作成されている。

(2) 国際民事手続ルールの統一

第2分野は、国際的な民事事件について裁判手続を進めていくうえで生じてくる問題についての対処を統一しようとするものである。その前提は、上記の第1分野の場合と同じく、国により異なる裁判制度が存在し、それぞれ別個独立に運営されているということである。そのことは前提としつつも、国際的な事件において問題となるいくつかの事項について統一的な扱いをし、また、締約国間相互で協力することを約束するといったことを通じて、安定的な紛争処理を実現しようとするのがこの第2分野の活動である。つまり、異なるシステムを繋ぐプロトコルを統一して、全体としてうまく稼働させようとするものである。

たとえば、ある紛争が発生した場合、どこの国の裁判所に提訴するか（国際裁判管轄）、A国の裁判所で訴訟を行なうことになった場合、B国に住む被告にどのように訴状や呼出状を

送達するか、C国に所在する証拠を調べる必要が生じた場合にどうするか、A国の判決はB国やC国でも効力が認められ、被告が任意に応じない場合にはそれらの国で強制執行をすることもできるのか（外国判決の承認・執行）、などの問題が対象となる。

これまでに、この第2の分野では、送達、証拠調べ、裁判所の利用上の障害の除去⁽³⁾、管轄合意の有効性およびそれを管轄原因とする外国判決の承認・執行などについて条約が作成されている⁽⁴⁾。

(3) 国際行政協カールールの統一

以上の2つの分野に比べ、この第3の分野にハーグ国際私法会議が取り組むようになったのは比較的新しいことであり、まさに1980年の子の奪取条約はその最初のものである。

民事紛争に巻き込まれた人（とくに子ども）の幸せを考えると、民事訴訟法に基づく裁判による解決をずっと待つ立場に置くことは決してよいことではなく、また、できれば紛争発生を予防する措置をとり、仮に紛争に巻き込まれた場合には、できるだけ早く安定した状態に置くことが必要である。そのため、各国の行政当局が情報の交換や捜索・生活環境調査などの面で協力することを約束する条約を作成しようというのが、この分野でのハーグ国際私法会議の仕事である。

子の奪取条約については本特集の他の論文で論じられるので、その詳細には立ち入らないが、この条約のエッセンスは、民事事件に行政当局が介入し、国際的に協力することにある。国境を越えて居住地が移ってしまった子どもにとって、たとえば両親が自分をめぐって争っているという状況であればそれだけで大きなストレスであろうが、それでも子どもの新しい環境への順応は驚くほど早い。そのため、時間が経ってしまえば、実力で状況を変えた側が事実上その子どもとの生活を享受できることになってしまう。そして、そのことは、他の事例においても実力で子どもを奪い去ることの誘因となるであろう。そのような現実を考えれば、できるだけ早く元の国に子どもを戻すことを優先し、親権・監護権について争いがあるのであれば、子どもを戻してから裁判で決着をつけるべきだという現実的な判断に基づくのが子の奪取条約なのである。

子の奪取条約のほか、ハーグ国際私法会議は、この第3の分野に属する条約として、1993年に「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」を作成している。この条約は、東欧の社会主義体制崩壊後に、それらの国々の子を西側先進国の親が養子としてもらい受ける事例が大量に発生し、ブローカーが暗躍した結果、不幸な縁組も数多く発生したことを踏まえたものである⁽⁵⁾。この条約によれば、締約国が指定する中央当局間で情報を交換し、子の送り出し国の中央当局による実親の意思確認、子の受け入れ国の中央当局による養親となろうとする者についての調査等を通して、養子縁組が子の利益にかなうものであることを確認することを内容としている。締約国は84を数え、かなり成功した条約になっているが、日本は締約国になっていない。

なお、ハーグ国際私法会議は、新しい条約の作成だけでなく、既存の条約の運用に関して加盟国間に共通理解を形成することなどを目指し、継続的に特別委員会を開催している。子の奪取条約については、1989年、1993年、1997年、2001年に運用についての特別委

員会を開催しており、2003年、2005年および2010年の特別委員会では、グッド・プラクティス・ガイド（Guide to Good Practice: Child Abduction Convention）が作成されている。これは、中央当局の「実務」、「国内実施」、「予防措置」、「執行」、以上4つのパートに分かれており、それぞれ締約国に期待される条約の運用の手引き書である。また、2011年6月の第6回特別委員会においても、運用についての勧告（Conclusions and Recommendations）が採択されている。

2 ハーグ国際私法会議の歴史・組織・成果

(1) 歴史

ハーグ国際私法会議は、1893年9月12日に第1回的外交会議（以下、「会期」と言う）が開催された。その目的は、国際私法の国際的統一であり、開催の原動力となったのは、オランダのアッセル（Tobias Michael Carel Asser, 1838–1913）⁽⁶⁾であった⁽⁷⁾。

上記の1893年の第1会期以来、第2次世界大戦前までに、1894年、1900年、1904年、1925年、1928年と、第6会期まで開催された⁽⁸⁾。1904年から1925年までのブランクは、第1次世界大戦の影響等によるものである。

第2次世界大戦による中断を経て、第6会期から約23年後の1951年に第7会期が開催された。戦前のハーグ国際私法会議はアドホックな存在であったが、この第7会期において、組織規範としてハーグ国際私法会議規程が採択され（1955年発効）、常設の事務局が設置され、常設国際機関となった⁽⁹⁾。

なお、オランダ政府は、第1会期からホスト国を務めていたが、第2会期終了後、1897年2月20日の国王令により、国際私法の統一のための常設委員会を設置し、サポート体制を整えた。そして、同政府は今日に至るまで、ハーグ国際私法会議の運営を支え、外交会議の日程設定、加盟国の招集などは上記の常設委員会の権限とされ、その委員長が外交会議の議長を務めている⁽¹⁰⁾。

ハーグ国際私法会議の会期は、原則として4年に1度開催される外交会議に向けて設定されてきた。1会期で3つ程度の条約を採択していた頃もあったが、最近では、1つの条約のための会期の設定という方法に変化してきている。条約のテーマが決まると、特別委員会が設置され、外交会議に提出する条約草案はこの特別委員会が準備する。

(2) 組織

ハーグ国際私法会議の最高意思決定機関は、全加盟国で構成される Council on General Affairs and Policy である⁽¹¹⁾。

常設事務局（Permanent Bureau）は、ハーグの平和宮（Peace Palace）の近くに事務所を置いている。現在、事務局長以下、5名の法律家がスタッフとして勤務している。事務局は、外交会議および特別委員会のために、そこで取り上げられるテーマについての各国法の調査を行ない、条約作成上の問題点を洗い出す等の作業をもとに、審議の出発点となる資料を作成している。

(3) 成果

ハーグ国際私法会議は、第2次世界大戦後、1954年の「民事訴訟手続に関する条約」から

2007年の「子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約」まで、38の条約を採択している⁽¹²⁾。そのなかのひとつが、1980年の子の奪取条約である。

3 日本との関係

(1) 日本の加盟

19世紀末にわが国がハーグ国際私法会議への参加を企図し、交渉を開始した頃、同会議の参加国はもっぱらヨーロッパ諸国のみであった。すなわち、当時のハーグ会議のメンバー国は、ドイツ、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、デンマーク、スペイン、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、ロシアおよびスイスの計13カ国であり、英国も未加盟であり、すべて大陸法系諸国であった⁽¹³⁾。

しかし、日本政府関係者は労苦を厭わず、目標に向かって邁進した⁽¹⁴⁾。その軌跡を辿ると、概略以下のとおりである⁽¹⁵⁾。

わが国は、1899年12月頃、ハーグ国際私法会議が1893年の発足以来審議し、1896年に作成した「民事訴訟手続に関する条約」および1897年の追加議定書⁽¹⁶⁾の締約国となることを企図したようである。1898年の民法、法例（国際私法典）等の制定により、ようやく近代国家としての法整備ができた日本としては、目を世界に向け、民事法分野の国際的な統一条約としての同条約に着目したのであろう。

そして、在オランダ大使館に調査が命じられ⁽¹⁷⁾、その結果⁽¹⁸⁾、同条約加入のためにはハーグ国際私法会議への加盟が必要であることが判明した。そこで、日本政府は同会議加盟について1901年9月21日に閣議決定し、交渉を開始した⁽¹⁹⁾。しかし、加盟へ向けた交渉は、必ずしも順調に進まず、1902年11月15日にはいったん拒否された⁽²⁰⁾。これに対して、日本政府は挫けることなく、オランダ政府に諸外国の説得を依頼した。オランダ政府は、これに応じて、諸外国の理解を得るために日本の法律の翻訳を諸外国に配布することを提案し、日本政府はこれを実施した⁽²¹⁾。

ちょうどこの時期は、1898年のロシアによる遼東半島租借、1900年の義和団の乱に伴うロシア軍の満州地域駐留に対し、日本は1902年の日英同盟を後ろ盾に対峙する状況となり、ついに、1904年2月6日、日露は国交を断絶し、2月8日、旅順港のロシア旅順艦隊に対する日本海軍の攻撃により日露戦争の戦端が開かれるという時代であった。そのため、ロシアは日本のハーグ会議への出席に最後まで難色を示したとされる。しかし、オランダ政府は、すべての参加国から日本のハーグ国際私法会議第4会期への出席について同意を取り付けることに成功し、1904年2月には、在日オランダ国公使を通じて小村壽太郎外務大臣に対して正式な招待状が送付された⁽²²⁾。

以上の外交交渉を経て、1904年5月16日に開会したハーグ国際私法会議（第4会期）に、日本から河村讓三郎司法省民刑局長が委員として出席した⁽²³⁾。会議には、日本代表団からの覚書（*Mémoire de la délégation japonaise*）が提出された（ちなみにハーグ国際私法会議の当時の公用語はフランス語のみであった）⁽²⁴⁾。その要旨は次のとおりである⁽²⁵⁾。

- ・日本は50年間、ヨーロッパ文明にしたがって発展することに努力し、成功してきた。
- ・日本は、優れた法律家によるこの会議が国際私法の普遍原則を確立していくことを理解し、この会議が作成する条約の締約国となることを希望している。
- ・日欧関係はますます緊密化しており、日本が条約の締約国になることは欧州にとっても重要なことである。
- ・東洋文明に属する日本には欧州の良俗に反する慣習が残っているのではないかとの疑念を払拭するため、若干のことを紹介する。すなわち、日本は、忍耐強く欧米各国の法制度を調査し、また多くの留学生を権威ある大学に派遣してきた。その結果、少なくとも基本的制度の点では日本は“欧州国家”である。日本は、憲法は言うに及ばず、法律・司法制度の整備を進めてきた。1898年には民法と法例を制定した。この法例の定める国際私法に関する諸原則は、欧州において、そしてハーグ国際私法会議において普遍的に認められている諸原則と一致している。したがって、日本がハーグ会議の採択する条約の締約国となることは容易なことである。
- ・また、日本が条約の締約国になり、他の締約国が準拠法として日本法を適用することになっても、決してそれらの国の公序や社会的利益を害することはない。そのことを示すために、日本の民法、法例および国籍法を資料として提出する。
- ・外国人の土地所有を禁止する法令が存在するのは事実であるが、これは通商航海条約の改正に伴い近く廃止されるので、外国人は日本で差別なく私権を享有することができる。
- ・破産法については議会で法案が提出されている段階であるが、ハーグ会議で採択される諸原則に十分に配慮する。
- ・日本が民事訴訟手続に関する条約の締約国となれば他の締約国は大きな利益を享受する。というのは、現状では他の国からの囑託による送達や証拠調べはできないところ、この条約により、国内法を変更することなく、事態を改善することができる。
- ・家族法については、日本と欧州の間の違いは確かに存在する。しかし、その違いは、各国の道徳原則と相容れないものではない。もっとも、この点についての各国による調査にはなお時間を要するであろう。したがって、日本としては、家族法に関する条約ではなく、まずは、民事訴訟手続に関する条約の締約国となることを希望するものである。
- ・世界の平和的関係の発展に資するため、高度な文明のすべての原則を導入しようとする日本に対してこの会議が寛大な態度を示すことによって、世界はハーグ諸条約からの利益をいっそう享受することができるであろう。

以上の覚書は、「脱亜入欧」を国是に世界の一等国と肩を並べることを目指していた20世紀初頭の日本の姿勢を如実に示すものである。そして、当時の日本のチャレンジした目標のひとつがハーグ国際私法会議だったのである⁽²⁶⁾。

(2) 日本のこれまでの条約批准と子の奪取条約

その後、日本はこれまで6つの条約を批准している。すなわち、1954年の「民事訴訟手続に関する条約」⁽²⁷⁾、1956年の「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」⁽²⁸⁾、1961年の「遺言の方式に関する法の抵触に関する条約」⁽²⁹⁾、1961年の「外国公文書の認証を不要とする条約」⁽³⁰⁾、1965年の「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」⁽³¹⁾、1973年の「扶養義務の準拠法に関する条約」⁽³²⁾、以上6つである。

おわりに

1893年にアッセルが国際私法の国際的統一の必要性を説き、ハーグ国際私法会議をスタートさせた頃と現在とでは、何もかもが大きく変化していると言っても過言ではない。しかし、国際私法が不統一であることの不都合は当時のままである。また、子の奪取条約、養子縁組条約（1993年の「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」）などの国際的な行政協力条約は多数の締約国を擁し、それぞれの分野で保護を要する子どもたちに保護を与えるための重要な国際的インフラストラクチャとなっている。日本はまだこの分野で条約上の義務を負った経験がなく、乗り越えるべき国内措置のハードルは決して低くはないが、子の奪取条約の批准が実現すれば、それを先例として、さらに養子縁組条約の批准が視野に入ってくることになる。

日本が1904年に同会議のメンバー国となることにあれほどの努力を傾けたにもかかわらず、その後、100年以上を経て、なお6つの条約しか批准していないことは、先人に顔向けできないことである。ハーグ国際私法会議作成条約のうち、子の奪取条約は日本にとって7番目のものになることを期待する。

- (1) ある問題に最も密接に関係する地の法を準拠法とするという方法が最初に提唱されたのは、ドイツの法学者フリードリッヒ・カール・フォン・サヴィニー（Friedrich Carl von Savigny, 1779–1861）の著した『現代ローマ法体系（第8巻）』（1848年）においてである。したがって、現在の準拠法決定ルールの歴史は160年あまりしかない。
- (2) 1898年制定の法例16条の夫の本国法主義は、当時の婚姻を考えれば、ほとんどの場合、それが最も密接に関係する地の法であったと思われるが、時代の変化とともに、そうとも言えなくなり、また、男女差別になるとの議論もあり（しかし、夫の本国法によることが妻に有利であることもあり、直ちに女性に対する差別とは言えない）、1989年に、本文記載のような「段階的連結」と呼ばれるルールに改正された。そして、法例は文語体のカタカナで表記されるものであったが、2006年の法の適用に関する通則法27条はそれを現代語化したうえで踏襲している。
- (3) たとえば日本の民事訴訟法75条によれば、外国に住む原告が提訴してきた場合には、被告の申立により、原告敗訴の場合に備えて、原告は訴訟費用をあらかじめ積んでおく必要があるが、日本が締約国となっている1954年の「民事訴訟手続に関する条約」の締約国に住所を有する締約国の国民はこの義務を免除される。
- (4) なお、ハーグ国際私法会議の最初のテーマはこの国際民事手続ルールの統一であり、また、後述のように日本が同会議のメンバー国になろうとしたのも、民事訴訟手続に関する条約の締約国になるという目標達成のためであった。
- (5) 国際養子縁組においては、経済的に恵まれた国の親が、そうでない国の子と養子縁組するケースが一般的であり、養親のなかには性的目的による養子縁組をしようとする者もあり、ブローカーは高い手数料を得て、子を斡旋する事件が多数発生したとされる。1989年に国際連合で採択された「児童の権利に関する条約」21条(d)は、「国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保する」措置をとることを定め、本文記載の1993年の養子縁組条約の前文でも、「子の奪取、売買及び取引を防止するための措置を講ずる必要性を認識し……」と謳っている。
- (6) アッセルは1862年から1893年までアムステルダム大学の商法・国際私法の教授を務めた。彼は

国際私法だけではなく、1899年と1907年のハーグ平和会議のオランダ代表も務め、常設仲裁裁判所創設の功績により1911年にノーベル平和賞を受賞している。なお、在オランダ大使館の住所はハーグ市内のTobias Asserlaan 2であり、彼の名前を冠した通りに面している。

- (7) アッセルは、これより先の1873年、イタリアの国際私法学者マンチーニ (Pasquale Stanislao Mancini, 1817-88) と協力して、国際法学会 (Institut du Droit International) を設立している。その第1回会議 (1874年) において、アッセルは国際条約によって統一すべき国際私法上の事項について提案しており、ハーグ国際私法会議は彼の同じ信念に基づくものであるとすることができる。
- (8) 後述のように、この第4回会期から日本は加盟している。
- (9) 1955年時点での加盟国は、ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イタリア、日本、ルクセンブルク、ノルウェー、オランダ、ポーランド、英国、スウェーデン、スイス、以上16カ国であった。なお、ハーグ国際私法会議の作成した条約その他多くの資料は、同会議のウェブサイトで見覧可能である (<http://www.hcch.net/>)。
- (10) 規程4条4項、5項。
- (11) 規程4条1項。
- (12) 本稿第1節記載の3つの分野でのそれぞれの成果の概略は、各分野についての記述の末尾に記載している。
- (13) ちなみに、英国が加わったのは1925年、米国は1964年、中国は1987年、韓国は1997年である。
- (14) 「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」(分類番号：2門9類2項7号) および「国際私法會議關係一件」(B門10類2項0目9号)。なお、前者を構成する計2冊のファイルのうち、第1巻は、外交史料館の許可を得て、国際私法学会のウェブサイト (http://www.pilaj.jp/newber/hague_materials.html) で、また、後者は、国立公文書館アジア歴史資料センターのウェブサイト (<http://www.jacar.go.jp/DAS/meta/image-Ref.B04122254400>) で、それぞれ公開されている。
- (15) 道垣内正人・竹下啓介「我が国のハーグ国際私法会議への加盟に関する史料」『国際私法年報』7号 (2005年)、140ページ以下。なお、日本とハーグ国際私法会議との関係については、山田三良「海牙国際私法會議の成果」『法学協会雑誌』23巻4号 (1905年)、556ページ以下、同10号、1434ページ以下、11号、1593ページ以下、12号、1782ページ以下、折茂豊『国際私法の統一性』(有斐閣、1955年)、169ページ以下、法務大臣官房調査課「終戦後における国際私法に関するヘーグ条約(三)——第七回ヘーグ国際私法会議」(法務資料340号、1956年)、64ページ以下、池原季雄「ハーグ国際私法会議の100年」『国際法外交雑誌』92巻4・5号 (1993年)、453ページ以下参照。
- (16) 「1896年11月14日海牙府ニ於テ締結セラレタル国際私法上ノ事項ニ関スル列国同盟条約」と「1897年5月22日追加議定書」である。内容は、裁判上および裁判外の文書の外国所在の被告等への送達、外国での証拠調べ等の囑託、外国に住所を有する原告等の訴訟費用の担保の免除、外国当事者への訴訟上の救助についての内国民待遇等を定めたものである (これらの条約等の翻訳は、前掲注15引用の『国際私法年報』7号、182ページ掲載の資料2に含まれている)。その後、ほぼ同様の内容を定めた条約が、「民事訴訟手続に関する条約」として1905年と1954年にも作成され、日本は1954年条約を批准している。
- (17) 加藤高明外務大臣発、1900年12月14日付公信第70号により、調査が命じられている。
- (18) 三橋信方 在蘭国特命全権公使発、加藤高明外務大臣宛、1901年4月28日付公信第18号 (前掲注15引用の『国際私法年報』7号、183ページ掲載の資料1)。
- (19) 閣議決定に従い、小村壽太郎外務大臣発、三橋信方 在蘭国特命全権公使宛、1901年10月8日付公信第45号 (「国際私法上ノ事項ニ関スル萬國會議參列希望ノ件」) により、ハーグ国際私法会議への加盟を希望すること、およびその理由が伝えられた (前掲注15引用の『国際私法年報』7号、176ページ掲載の資料3)。
- (20) 1902年11月15日付のオランダ政府からの口上書による。

- (21) 当初は、民法・商法・民事訴訟法の翻訳の配布が計画されたが、最終的には、項目名だけを訳したものが作成された（前掲注15引用の『国際私法年報』7号、172ページ掲載の資料7）。
- (22) オランダ政府との交渉の経緯については、1904年3月28日付公信第24号に詳しい（前掲注15引用の『国際私法年報』7号、169ページ掲載の資料9）。
- (23) 前掲注15引用の『法学協会雑誌』23巻10号、1435ページで言及されている「河村博士の同会議に関する詳細なる著書（非売品）」は、法務大臣官房調査課「終戦後における国際私法に関するヘーグ条約（三）——第7回ヘーグ国際私法会議」（法務資料340号、1956年）、70ページに発見できなかった旨の記載があり、今日に至るまで行方不明である。
- (24) 英語が公用語に追加されたのは、1964年の米国加盟後である。
- (25) この全文およびその翻訳は、前掲注15引用の『国際私法年報』7号、146ページ以下に掲載されている。
- (26) なお、当時ハーグ国際私法会議が作成した「未成年者の後見を規律するための条約」等いくつかの条約には、条約の適用範囲を欧州領域に限定する条項が存在した。これは、当時、メンバー国の多くが欧州の外に植民地を有していたことを前提とし、条約の締約国になってもその条約の適用範囲は植民地には及ばないことを定める趣旨のものであったと解される。しかし、日本がメンバー国になるとすれば、本国が欧州領域外にあることから、条約を適用することができないということになってしまう（この点が日本の会議参加に対する消極論の根拠のひとつとされていた）。これに対して、1896年の民事訴訟手続に関する条約と翌年の追加議定書にはそれに相当する規定はなく、日本がターゲットとして民事訴訟手続に関する条約の改正条約（1905年採択のもの）に絞ったことは、漸進主義的な合理的戦略であったと思われる。
- (27) 1970年条約6号。1970年7月26日、日本について発効。締約国は47カ国。内容は、1896年の条約（前掲注16参照）と同じく、①外国への送達、②外国での証拠調べ、③外国人等の裁判の利用の障碍の除去を定めるものである。ハーグ会議では、①について、1965年の「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」（送達条約）を、②について、1970年の「民事及び商事に関する外国における証拠調べに関する条約」を、③について、1980年の「裁判所の国際的利用（アクセス）に関する条約」を、それぞれ採択している。日本は、後掲注31記載のとおり、1965年の送達条約は批准しているものの、他の2つは未批准のままである。
- (28) 1977年条約8号。1977年9月19日、日本について発効。締約国は17カ国。内容は、子が親その他の者に対する扶養請求の準拠法を、原則として、子の常居所地法とすること等を定めるものである。なお、この条約の適用範囲を子だけでなく、親族一般、元配偶者等まで広げた1973年の「扶養義務の準拠法に関する条約」（1973年条約）が作成されており、双方の条約の締約国の間では1973年条約が適用されることが規定されている。日本はこの1973年条約の締約国でもある（後掲注32参照）。
- (29) 1964年条約9号。1964年8月2日、日本について発効。締約国は41カ国。内容は、遺言の方式（自筆遺言、公正証書遺言等についての形式要件）については、行為地法、遺言者の遺言成立時か死亡時の国籍国法・住所地国法・常居所地国法、不動産に関する遺言については不動産所在地法、以上いずれかの方式に適合していれば、方式の点では有効なものと扱うこと等を定めるものである。日本はこの条約の内容を定めた国内法として、「遺言の方式の準拠法に関する法律」（1964年法律100号）を制定している。
- (30) 1970年条約8号。1970年7月27日、日本について発効。締約国は102カ国。内容は、訴訟等において外国の公文書を証拠として採用するため、かつては「認証の連鎖」（作成した公務員が真実そうであることを上位の当局の担当者が認証し、その担当者が真実そうであることをさらに上位の当局の担当者が認証し、最終的に外務大臣等の認証を受け、その外務大臣等が真実そうであるこ

とを自国の外交官が認証することによって、ようやく本物であることを認めるという手続)が必要となっていたことを改めるため、各締約国が、条約に定める証明書(アポスティル)を用いて証明すれば、他の締約国はそれを本物と認めること等を定めるものである。

- (31) 1970年条約7号。1970年7月27日、日本について発効。締約国は64カ国。内容は、外国にいる被告等に訴状・呼出状等を送達するため、各締約国が中央当局を指定して、これを通報しておくことにより、その中央当局ルートを経由する送達を円滑に行なうことができること等を定めるものである。前身の「民事訴訟手続に関する条約」との関係については、前掲注27参照。日本は、両条約の国内実施のため、「民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律」(1970年法律115号)および同規則(1970年最高裁判所規則6号)を制定している。
- (32) 1986年条約3号。1986年9月1日、日本について発効。締約国は15カ国。内容は、扶養義務は、第1段階としては、扶養権利者の常居所地法によること、その法律によれば扶養を受けることができないときは、第2段階として扶養権利者と扶養義務者の共通本国法によること、その法律によってもなお扶養を受けることができないときは、第3段階として、法廷地法によること等を定めるものである。日本は、この条約の内容を定めた「扶養義務の準拠法に関する法律」(1986年法律84号)を制定している。